

## 医療費・医療手当請求書の記載について

○医療費・医療手当請求書は、医療費・医療手当の請求を行う際に提出が必要な書類です。

○対象となる医療費は、予防接種を受けたことによる疾病について受けた、以下に掲げる医療。ただし、健康保険等の療養に要する費用の額の算定方法の例による医療に限る。よって、差額ベッド、薬の容器、文書代等の保険適用外のものは対象外である。ただし、食事療養費標準負担額は給付の対象となります。

- ・診療
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・移送

なお、給付を受けることができる疾病名・機関等は認定を受けたものに限るため、それらに変更や追加があるときは改めて認定を受ける必要があります。

○医療費の給付額は、健康保険等による給付の額を除いた自己負担額です。高額療養費や乳幼児医療費助成等の助成制度による給付があった場合はその額を除いた額となり、現に要した費用を超えることはできません。

○健康保険や助成金等により医療費の請求額がない場合でも、医療を受診していれば医療手当のみ請求することが可能です。

No.	項目	記入について
1	個人番号	・四日市市では記入は不要。
2	氏名・性別	・医療を受けた者の氏名、性別、生年月日を記入する。
3	生年月日	
4	現住所	・医療を受けた者が実際に居住している場所を記入する。
5	世帯主氏名・続柄	・医療を受けた者の属する世帯の世帯主の氏名及び続柄を記入する。
6	受けた予防接種の種類	・「新型コロナウイルスワクチン、臨時」と記入する。
7	受けた予防接種の実施年月日	・当該予防接種を受けた年月日を記入する

8	受けた予防接種の実施者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「四日市市長」と記入する(接種日時点で四日市市に住民票がある場合)。</li> <li>・接種日時点での住民票所在地の市区村長等の名称を記入する(接種日時点で四日市市外に住民票がある場合)。</li> <li>・四日市市民が、市外の医療機関で接種した場合は、「四日市市長(医療機関名)」と記入する。</li> </ul>
9	受けた予防接種の実施場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該予防接種を受けた場所を具体的に記入する。</li> </ul>
10	居住地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票のある所在地を記入する。</li> </ul>
11	医療保険等の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療を受けた者又はその者を扶養する者の加入している医療保険等について、該当するものを「○」でかこみ、その他に該当するときは、( )に種類を記入する。例:生活保護</li> </ul>
12	被保険者本人(組合員本人)被扶養者の別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療を受けた者が被保険者又は組合員本人であるか、被扶養者であるかの別を「○」でかこむ。</li> </ul>
13	医療を受けた医療機関の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求に係る疾病について、医療を受けた医療機関の名称及び所在地を記入する。</li> <li>・複数の医療機関での医療費を対象とする場合、そのすべての名称と所在地を記入する。</li> <li>・一部の医療機関のみを対象とすることは可能。</li> <li>・院外処方薬局も対象とすることは可能。</li> </ul>
14	医療を受けた日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療手当の請求に係る医療を受けた日数を1か月ごとに入院実日数又は入院外診療実日数別に記入する。</li> <li>・記入欄が不足する場合は、不足分のみ又は、全てを別紙に記入することが可能。全てを別紙に記入する場合は「別紙のとおり」と記入する。</li> <li>・同日に複数の医療機関にかかった場合は、1日で計上する。</li> <li>・同日に通院・入院がある場合は入院のみ1日とする。</li> <li>・薬局での薬剤購入は日数に計上しない。</li> </ul>
15	看護移送等についてはその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護、移送を行ったときは、その状況及び医療保険で当該給付を受けたか否かの別を記入する。</li> <li>・看護は、「在宅治療等の際に受ける看護(入院・通院の際に医療機関で受ける看護は含まない)」。</li> <li>・移送は、「病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一</li> </ul>

		<p>時的・緊急的が必要があり、移送されること」。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護も移送も、健康保険等から給付される額を控除した自己負担分(医療機関の窓口で支払う3割負担等)が給付の対象。自己負担額を確認するため、社会保険各法に基づき加入されている社会保険に事前に申請いただき、保険適用となった移送費の内容、総額、社会保険から支給される額が確認できる書類が必要。</li> </ul>
16	患者負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関に支払った額を記入し、その内容として特殊医療費分(免疫学的諸検査であって、医療保険対象外)及び医療保険等の自己負担相当額を記入する。</li> <li>・医療費(合計) = 特殊医療費分 + 医療保険等自己負担分</li> <li>・入院時の食事療養費は「医療保険等自己負担分」に含む。</li> </ul>
17	医療手当請求額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療手当の請求額を記入する。</li> <li>・医療手当の額は、通院・入院した日数に応じ、それらが属する年月の額である。</li> </ul> <p>(例)令和5年4月1日～の場合</p> <p>通院 3日未満の場合 35,800 円</p> <p>通院 3日以上の場合 37,800 円</p> <p>入院 8日未満の場合 35,800 円</p> <p>入院 8日以上の場合 37,800 円</p> <p>入院と通院がある場合 37,800 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同日に通院・入院がある場合は入院のみ1日とする。</li> <li>・同日に複数の医療機関にかかった場合は、1日とする。</li> <li>・薬局での薬剤購入は日数に計上しない。</li> </ul>
18	同意欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市では記入は不要。</li> </ul>
	日付・請求者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入日、請求者氏名を記入する。</li> <li>・請求者氏名の横に押印が必要。</li> </ul>

※令和5年 8 月 28 日時点の情報をもとに作成しています。

《参考》

・厚生労働省ホームページ(予防接種健康被害救済制度について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkouhigai\\_kyuusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigai_kyuusai.html)

## 医療手当の額について

○医療手当の額は、1 ヶ月の間に通院・入院した日数に応じ、それらが属する年月の額である。

○各日における通院・入院の日数であるため、同日に複数の医療機関にかかった場合は 1 日で計上すること。

		令和2年4月～ 令和3年3月	令和3年4月～ 令和4年3月	令和4年4月～ 令和5年3月	令和5年4月～ 令和6年3月
通院	3日未満	35,000 円	35,000 円	34,900 円	35,800 円
	3日以上	37,000 円	37,000 円	36,900 円	37,800 円
入院	8日未満	35,000 円	35,000 円	34,900 円	35,800 円
	8日以上	37,000 円	37,000 円	36,900 円	37,800 円
通院・入院がある (日数に関わらず)		37,000 円	37,000 円	36,900 円	37,800 円

※給付の額が変更されることがあります。